

しまね

生衛だより



ベルガモット

編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ: <https://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail : shimanecenter@seiei.or.jp

第87号

松江市 小泉八雲記念館

小泉八雲記念館は、明治時代に松江で暮らした作家・小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）の業績と生涯を紹介する記念館です。八雲の愛用品や原稿、初版本などが展示されています。日本文化への深い理解と独自の視点から描かれた作品世界に触れます。

第1展示室では「その眼が見たもの」「その耳が聞いたもの」「その心に響いたもの」というコンセプトのもとに生涯を編年で紹介し、第2展示室では八雲の事績や思考の特色を「再話」「ジャーナリズム」「教育」「いのち」「八雲から広がる世界」など、いくつかの切り口から描き出しました。「再話」コーナーでは松江出身の佐野史郎さん（朗読）と山本恭司さん（音楽）による、八雲が再話した山陰地方の5つの怪談をお楽しみいただけます。

〔参考：小泉八雲記念館HP〕



画像提供：小泉八雲記念館



公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター
理事長 福代一成



酷暑の候、皆様には日々、地域の生活衛生向上のためご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

今年も上半期が過ぎ、各業種においては、衛生管理や経営の工夫を重ねながら、着実に地域に根ざした営業を続けておられます。とりわけ、食中毒の発生しやすい時期を迎える中、それぞれの分野で高い衛生意識をもって対応されていることは、県民の安心につながるものと確信しております。

また、コロナ禍からやっと、街に賑わいが徐々に戻って参りましたが、昨年に引き続いての物価高、エネルギーの高騰で苦しい経営が今なお続いております。

当センターでは、引き続き生活衛生関係営業の振興を目的とした講習会や相談事業を展開し、組合・事業者の皆さまが安心して営業できる環境づくりに取り組んでまいります。新たな経営課題や制度改正などにも迅速に対応し、支援体制の充実に努めてまいりますので、今後ともお気軽にご相談下さい。

これから、猛暑が続く季節となりますが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶と致します。

令和7年度

生活衛生業界 功労者表彰

栄えある受賞 おめでとうございます

永年にわたり、業界の発展に貢献された方々が受賞されました。
今後さらなるご活躍を祈念いたします。

◇県生活衛生同業組合 連合会 理事長表彰

植田 宗治様

理容生活衛生同業組合

伊藤 誠二様

旅館ホテル生活衛生同業組合

三澤 嘉孝様

飲食業生活衛生同業組合

組合トピックス

第62回全飲連全国三重県大会参加報告

飲食業生活衛生同業組合（広報委員長 神門 靖朗）



6月11日、三重県津市にて第62回全飲連全国三重県大会が開催され、全国から約1,200名が参加しました。島根県からも10名が参加し、大会は盛会のうちに幕を閉じました。

例年であれば大会会場近くのホテルなどで懇親会が行われるのですが、今回は会場から70km離れた鳥羽のリゾート地へ移動しての開催となりました。

また、会場が6つに分かれるという今までにない形式でしたが、三重県の組合員の方々の細やかなお気遣いが随所に感じられ、楽しく和やかな時間を過ごすことができました。伺ってみると、三重県の組合員数は島根県と比べてそれほど多くないとのこと。それにもかかわらず、これほど周到な準備をして大会を成功させた三重県の皆様の団結力には、ただただ感心させられました。

三重県の組合員の皆様ありがとうございました。



組合トピックス

第66回全国食肉生活衛生同業組合連合会

食肉生活衛生同業組合

令和7年6月19日(木)に、第66回全国食肉生活衛生同業組合連合会 全国大会熊本大会が、ホテル日航熊本で開催されました。

大会では、「HACCPの考え方に基づく衛生管理を強化し、食品事故の未然防止に努めよう!」「正確な表示と正しい情報提供を通じて、食肉の安全性と消費者の安心感を高めよう!」「組合の運営基盤維持のため、福祉共済制度・店舗賠償責任保険へのより一層の加入促進に取り組もう!」「日本政策金融金庫の融資制度を経営に活かそう!」の4項目が決議されました。



また、全国の組合員と、諸問題について意見交換でき有意義な時間を過ごすことができました。

令和7年度通常総会を開催しました

旅館ホテル生活衛生同業組合



令和7年6月12日(木)大田市「国民宿舎さんべ荘」にて、各方面より多数のご来賓をお迎えし、盛大に開催いたしました。



島根県生活衛生同業組合

組合名	事務所所在地	電話番号
島根県飲食業生活衛生同業組合	〒690-0882 松江市大輪町414-9 424号	0852-21-0808
島根県食肉生活衛生同業組合	〒699-2212 大田市朝山町仙山1677-2	0854-85-7843
島根県理容生活衛生同業組合	〒690-0882 松江市大輪町414-9 414号	0852-21-8865
島根県美容業生活衛生同業組合	〒690-0842 松江市東本町5丁目31-1 西村ビル2F	0852-27-6060
島根県興行生活衛生同業組合	〒690-0001 松江市東朝日町151 松江東宝5内	0852-28-2100
島根県旅館ホテル生活同業組合	〒690-0852 松江市千鳥町83番地 COCO MATSUE 2F	0852-21-3882
島根県クリーニング生活衛生同業組合	〒690-0882 松江市大輪町414-9 413号	0852-21-4652

島根県からのお知らせ

生や加熱不十分の鶏肉料理を扱う飲食店の皆さまへ

鶏肉は十分に加熱して提供しましょう

生や加熱不十分な鶏肉料理によるカンピロバクター食中毒が多発しています
カンピロバクター食中毒とは

- ・ 細菌性食中毒事件発生数 **ワースト1位**
- ・ 鶏刺し 鶏たたき 鶏わさ 焼き鳥(生焼け) 原因(疑い含む)が多数報告
- ・ 消化器症状(腹痛・下痢など)、その後まれに **ギラン・バレー症候群** を発症することも
※ギラン・バレー症候群：手足・顔面神経の麻痺、呼吸困難等を起こす
- ・ 食中毒事件と断定された場合、**営業禁止** 等の措置を受けることもあります

安全な鶏肉料理を提供するために知っておいてほしいこと



「新鮮だから安全」ではありません！

新鮮な鶏肉でもカンピロバクターが存在している可能性があります

食鳥処理後の鶏肉のカンピロバクター汚染率 **67.4%**

(厚生労働科学研究報告「食品製造の高度衛生管理に関する研究」)



加熱用や用途不明の鶏肉を生食用※に使用してはいけません！

※独自に生食用食鳥肉の衛生基準を定めている自治体もあります

取り扱う鶏肉が加熱用でないか、製品包装の表示や商品規格書の情報を見て確認しましょう

表示例：「加熱用」「中心部まで加熱してお召し上がりください」「生食には使用しないでください」など

鶏の唐揚げを調理した時の画像
(出典：食品安全委員会)

カンピロバクター食中毒の予防方法

- ◆ 中心部の色が変わるまで加熱しましょう！(中心部を75℃で1分間以上)
- ◆ 食肉は他の食品と調理器具や容器を分けて、処理・保管しましょう！
- ◆ 食肉を取り扱った後は十分に手を洗ってから他の食品を取り扱しましょう！
- ◆ 食肉に触れた調理器具などは使用後に消毒・殺菌をしましょう！

カンピロバクター食中毒予防について (Q&A) (厚生労働省ウェブサイト)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126281.html>

肝炎ウイルス検査を受けましょう！

肝がんの主な原因は、**B型、C型肝炎ウイルス**によるものです。検査で早期発見し、治療することで肝がんは予防できます。まだ受けたことがない方は、**早めに検査を受けましょう！**

検査で陽性と判定されたら

島根県では下記の助成を行っています。
・肝炎等精密検査費用助成事業
・肝炎治療医療費助成事業
詳しくは、島根県ホームページをご確認ください。

◆肝炎検査・相談については各保健所・薬事衛生課へお問い合わせください。

松江保健所	0852-23-1315	浜田保健所	0855-29-5554
雲南保健所	0854-42-9674	益田保健所	0856-31-9549
出雲保健所	0853-21-1191	隠岐保健所 (島後)	08512-2-9715
県央保健所	0854-84-9844	(島前)	08514-7-8121

島根県健康福祉部薬事衛生課 ☎0852-22-6530

結核はまだ身近な病気です

1年間で(2023年)
新登録患者数 **10,096**人
死亡者数(概数) **1,587**人

早期発見 結核

せき・たんが2週間以上続いたり、微熱や体のだるさが続く場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 細菌性肺炎 など

身近な呼吸器感染症 予防しよう

予防 呼吸器感染症

換気、手洗い・手指消毒などの基本的な感染対策が有効です。また、感染予防としてマスクの着用が効果的です。



カラダにまめなメニュー 登録募集中!!

島根県では、県民の皆様が健康で明るく生きがいを持って生活を送ることができるよう、県民の健康を食生活の面からサポートする環境づくりを進めています。
R7年度より、飲食店やスーパーマーケット等で提供される野菜や塩分摂取に配慮したメニューを「カラダにまめなメニュー」として認定する制度を開始しました！



カラダにまめなメニュー **プレミアム**

野菜と塩分の基準をどちらも満たした商品



カラダにまめなメニュー **もりもり野菜**

野菜の基準を満たした商品
(過度な塩分量とならないよう減塩にも配慮する)



カラダにまめなメニュー **うま塩**

塩分の基準を満たした商品
(野菜を使用することを心がける)

基準や認定制度の詳細等については
島根県ホームページ(二次元コード)より
ご確認ください



お問い合わせ
お申込み先

※認定に係る届出の受付期間 **上期:5~7月 下期:9~11月**

認定制度に関するお問い合わせ、届出書の提出については、最寄りの保健所へご相談ください。
必要に応じて、栄養士がお店を訪問し、基準の確認や商品考案の支援を行います。

連絡先

松江保健所 TEL 0852-23-1314
雲南保健所 TEL 0854-42-9637
出雲保健所 TEL 0853-21-8785
県央保健所 TEL 0854-84-9821

浜田保健所 TEL 0855-29-5551
益田保健所 TEL 0856-31-9532
隠岐保健所(島後) TEL 08512-2-9711
(島前) TEL 08514-7-8121



記事に関するお問い合わせ先:島根県健康福祉部健康推進課 0852-22-5685

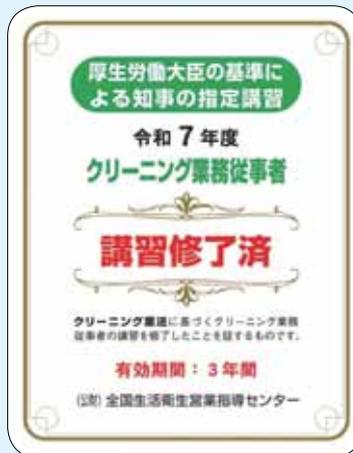
令和7年度クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内

クリーニング師

業務に従事した後1年以内に、その後は原則として3年を超えない期間毎に受講しなければならないと定められています。

業務従事者

営業者は、従事者数の5分の1の業務従事者を選びクリーニング所の開設後1年以内にその後は、3年を超えない期間毎に毎回受講させなければならないと定められています。



研修・講習科目の内容

1. 衛生法規及び公衆衛生
2. 洗濯物の受取り、保管及び引渡し
3. 洗濯物の処理
4. 繊維及び繊維製品

□受講料 クリーニング師研修 5,000円 業務従事者講習 4,500円

□申込方法 受講対象の方には、当指導センターよりご案内いたします。

研修会・講習会の日程

区分	日時	場所
クリーニング師研修	令和7年10月26日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1)
	令和7年11月30日(日) 午後12時30分～午後5時	いきいきプラザ島根 (松江市東津田町1741-3)
業務従事者講習会	令和7年10月26日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1)
通信制〔第2型〕 クリーニング師研修 業務従事者講習	<受付開始> 令和7年9月8日(月)～	—

日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生改善貸付のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、生活衛生関係業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「生活衛生改善貸付」をお取り扱いしています。



POINT 1 無担保・無保証人の融資制度です



POINT 2 返済期間に関わらず、利率は一定です



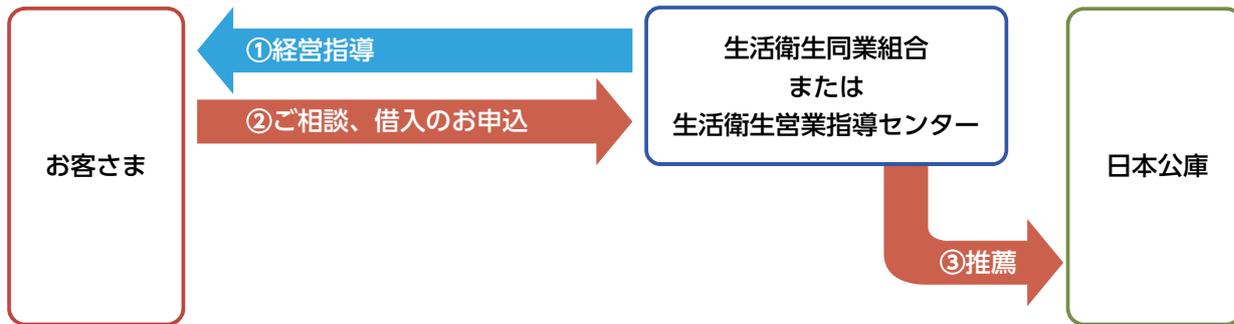
POINT 3 生活衛生同業組合等の長の推薦が必要です

生活衛生改善貸付 概要

ご利用いただける方	生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導を受けており、お使いみちに係る業種と同じ生活衛生同業組合の長（組合が設立されていない業種にあつては、生活衛生営業指導センターの長）の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です 1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること 2 常時使用する従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の会社または個人であること 3 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること 4 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること 5 所得税、法人税、事業税および都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます。）を原則として完納していること
融資限度額	2,000万円
ご返済期間	10年以内 [うち据置期間2年以内]
利率（年）	特別利率F
担保・保証人	不要

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

手続きの流れ



くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは最寄りの支店の窓口までお問い合わせください。



「浜田支店の坂東です。兵庫県丹波市の出身です。地域のみなさのお力になれるよう頑張りますので、お気軽にご相談ください。」



「松江支店の津庭です。松江市の事業者さまの発展に貢献できるよう頑張ります。お気軽にご相談ください。」



「松江支店の福田です。奈良市の出身で趣味はテニスです。事業者さまのお力になれるよう精一杯頑張ります。お気軽にご相談ください。」

事業資金相談ダイヤル
（行こうよ！公庫）
0120-154-505
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

《お問い合わせ先》
（公財）島根県生活衛生営業指導センター ☎ 0852-26-0651
日本政策金融公庫 松江支店(国民生活事業) ☎ 0852-23-2651
日本政策金融公庫 浜田支店(国民生活事業) ☎ 0855-22-2835



11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

標準営業約款は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

未登録店の方は、当指導センター又は所属の生活衛生同業組合までお問合せください。

- (対象) 5種**
- 理容店
 - 美容店
 - クリーニング店
 - 一般飲食店
 - めん類飲食店

- (登録基準日)**
- 年2回
 - 8月1日、
 - 2月1日

当店は安心です

Sマークのある **理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店**は、

Safety 安全であること **S**anitation 清潔であること **S**tandard 安心であること

3つのSを約束します。



11月は、**Sマーク**標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・島根県生活衛生営業指導センター



Sマークって何？詳しくはこちら

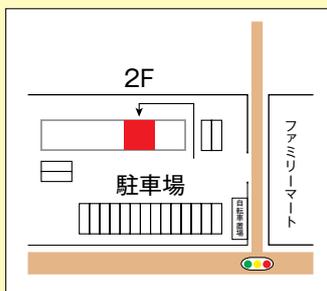
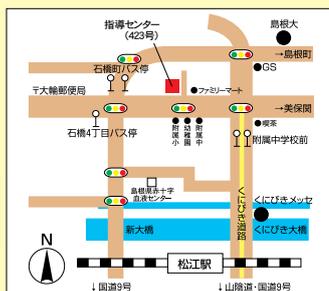
生衛業の皆様にご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆指導センターの事業計画、各種研修(クリーニング師研修など)については、ホームページ(<https://seiei-shimane.or.jp/>)をご覧ください。



〒690-0882 松江市大輪町 414-9 423号
TEL : 0852-26-0651 Fax : 0852-26-4684